

# 令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した契約の相手方をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 業務規模 委託費の上限は、7,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は10パーセントとする。）とする。

## 3 プロポーザルの形式及び実施方針

### (1) プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式

### (2) プロポーザルの実施方針

日本酒を中心とした本市観光コンテンツの露出を多く獲得し、インバウンドを含む広範なユーザー層にアプローチすることで、県外における「日本酒のまち 東広島」の認知度を高める。さらに、県外における「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に比例し、東広島の酒や食に関する興味・関心を高めることで、来訪の動機付けを図る。以上を目的として、効果的なプロモーション業務を遂行するため、プロポーザルを実施する。

## 4 プロポーザルの参加資格

次の(1)から(3)の全ての条件を満たしている単体法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）に該当しない者
- (2) 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 参加希望書を提出する日において、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税及びその延滞金を滞納していないこと。

## 5 参加希望書の提出

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、参加希望書（様式1）を提出するものとする。なお、提出に際しては、「納税証明書（写し可）」及び「企業概要票」（様式2）を添付すること。

- (1) 提出期限：令和6年5月7日（火）17時（必着）
- (2) 提出先：東広島市産業部ブランド推進課

(3) 提出方法：電子メール・FAX・郵送又は持参すること。

なお、電子メール及びFAXの件名は「令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務に係る参加希望書」とすること。

また、電子メール又はFAXで送信した際は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(4) 参加資格の確認：参加希望書等について、「4 プロポーザルの参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に令和6年5月8日（水）17時までに電子メール及び電話にて確認結果連絡を行う。

## 6 質問及び回答

(1) 参加希望書及び提案書の提出に係る質問

参加希望書及び提案書の提出に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式3）を提出すること。

ア 提出期限：令和6年5月7日（火）17時（必着）

イ 提出先：東広島市産業部ブランド推進課

ウ 提出書類：質問書（様式3）

エ 提出方法：電子メール又はFAXによる。

なお、電子メール及びFAXの件名は「令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務に係る質問書」とすること。

また、電子メール又はFAXで送信した際は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 参加希望書及び提案書の提出に係る質問に対する回答

ア 回答日：令和6年5月9日（木）

イ 回答先：すべての参加者

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して回答する。

ウ 回答方法：東広島市ホームページへの掲載による。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して電話やメール等で個別に回答する。

エ その他：提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

## 7 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

参加者は、次のとおり書類を提出するものとする。

ア 提出期限：令和6年5月16日（木）17時（必着）

イ 提出先：東広島市産業部ブランド推進課

ウ 提出方法：持参又は郵送とする。

エ 提案書の再提出：提案書の再提出は、提出期限内に限りこれを認める。なお、提案書の部分的な差し替えは認めない。

オ 提出書類

・申込書（様式4） 1部

・提案書（任意様式、各項目A4用紙片面1枚） 7部【正本1部 副本6部】

※副本6部には会社名又は会社名を特定できるようなマーク等を表示しないこと。

なお、提案書は次の項目を全て含んだものとする。

項目	内容	備考
ー	表紙	業務名等を記載すること。参加者名については、正本（1部）のみ記載すること。
1	本業務の実施方針	本業務を実施するにあたり、目指す方向性、重視するポイント、キーワード、ターゲットごとのPRポイント、期待される効果等について記載すること。
2	工程計画	各業務の実施時期等、具体的な工程計画を記載すること。
3	人員体制、業務実績	組織体制及び人員の勤務体制等を記載すること。業務実績について、他自治体の観光又は特産品のプロモーションに係る業務実績を記載すること。
4	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴求する素材・対象 東広島市が「日本酒のまち」であることを訴求させ、主に首都圏において認知度を向上させるための素材選定及びターゲット設定について、具体的且つ効果的な案の提示を行うこと。</li> <li>・「日本酒のまち 東広島」の認知度向上のための企画及び運営 企画内容、期待される効果、企画の広報計画について提示を行うこと。なお、期待される効果については、具体的な根拠を示すこと。</li> <li>・情報発信 情報発信する媒体、発信のタイミング、拡散力、本市の観光関連WEBページへの誘導の仕組み、継続的な本市観光情報発信のための仕組みについて、具体的且つ効果的な案の提示を行うこと。</li> <li>・プロモーション効果の測定・分析 提案の企画及び情報発信に応じたKPI設定、測定方法、それにより分析できる事項について、具体的に提示を行うこと。</li> </ul>
5	業務規模（金額）	本業務に係る提案金額（税抜及び税別）を記載すること。 その金額の算出根拠及び妥当性・有効性等について記載すること。

※A4規格（縦）片面印刷且つ20ページ以下（表紙含む）で作成すること。

※使用する文字の大きさは、いずれも11ポイント以上とすること。

※写真の使用も可能とするが、肖像権等に配慮したものをを使用すること。

## (2) 辞退届の提出

参加希望書及び提案書の提出後から契約締結までの間に辞退届（様式5）を提出することができる。

辞退届の提出期限は令和6年5月17日（金）17時（必着）とする。

また、辞退届の提出があった場合にも、それまでに提出された書類は返却しない。

## (3) 費用の負担

本業務の提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## (4) その他

ア 提出された提案書等は、再提出の場合を除き返却しない。

イ 提出された提案書等は、東広島市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を

害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

## 8 候補者の選定方法

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会(令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務)(以下「選定委員会」という。)において、提案書の内容及びヒアリング(プレゼンテーション)を基に、次の各号により選定を行う。

### (1) 書類審査の実施

提案者多数の場合は、書類審査を実施する。書類審査は、予め定めた評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、(2)に定める提案書に関するヒアリングの実施(プレゼンテーション)へ参加する者を選定する。また、書類審査の結果は令和6年5月23日(木)までに通知する。

### (2) 企画提案書に関するヒアリングの実施(プレゼンテーション)

#### ア 日時

令和6年5月30日(木)(時間の詳細等については、提案者ごとに通知する。)

#### イ 場所・実施方法

- ・東広島市役所4階 入札室(東広島市西条栄町8番29号)で行う。(予定)
- ・プレゼンテーションは対面方式で行う。

#### ウ 内容

事前に提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された企画提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、質疑応答の中で必要であり、審査員が許可した補足資料については可とする。

パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、ブランド推進課に事前に連絡の上相談すること。

#### エ 時間

1 提案者につき20分以内(プレゼンテーション:10分以内、質疑応答:10分以内)とする。ただし、提案者の数によって、変更する場合がある。

### (3) 選定委員会が評価基準に基づき、提案書の審査を行う。

### (4) 評価基準の内容及び配点(合計100点)等は、次のとおりとする。

提出書類	評価項目	評価基準	評価点	
提案書 (任意様式)	本業務の実施方針	首都圏をはじめとする県外における「日本酒のまち 東広島」の認知度を高めるといった目的や、内容を理解した方向性が提示されているか。	10	10
	工程計画	計画的・効果的な業務工程であるか。	10	10
	人員体制、業務実績	実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。	10	15
		十分な担当人数を確保し、各担当の役割は明確か。	5	
	業務内容	活用する素材(コンテンツ)に対するターゲット設定が明確であり、当該業務の目的達成のために具体的かつ効果的な提案であるか。	15	60
企画提案が「日本酒のまち」としての本市の認知度向上を、戦略的に捉えたものになっているか。		15		

		情報発信の方法は拡散力が高く、手法やタイミングにおいて効果的になるよう工夫されているか。 本市の観光関連WEBページへの誘導や、継続的な本市観光情報発信のための仕組みを取り入れているか。	15	
		KPIの設定や測定・検証方法は、提案内容による「日本酒のまち 東広島」の認知度向上効果が適切且つ客観的に測定・分析可能なものであるか。	15	
	業務規模（金額）	総合的に勘案し、効果的な提案内容となっているか。	5	5

- (5) 審査の結果、最高得点者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、次いで優れた提案を行った者を第2候補者、その次に優れた提案を行った者を第3候補者として選定し、最優秀候補者から業務委託契約の締結を協議する予定とする。
- (6) 参加者が1者しかいなかった場合は、その者の提案が別紙仕様書に適合するかどうかを審査し、審査の結果、評価点の平均が60点以上であれば、その者を選定する。
- (7) 候補者が、「4 プロポーザル参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (8) 審査結果は、後日速やかに参加者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 9 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

手続き等	期限等
公告	令和6年4月24日（水）
参加希望書（様式第1号）の提出期限	令和6年5月7日（火）17時まで ※参加希望書提出後の辞退も可能とします。
質問書（様式第3号）の提出期限	令和6年5月7日（火）17時まで
質問書への回答	令和6年5月9日（木）
提案書等書類の提出期限	令和6年5月16日（木）17時まで
辞退届（様式第5号）の提出期限	令和6年5月17日（金）17時まで
審査の実施	令和6年5月30日（木） ※ヒアリングを行います。
結果通知	令和6年5月末日（予定）
契約内容の調整、仕様書の決定	令和6年6月上旬（予定）
契約締結	令和6年6月下旬（予定）

## 10 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、免除される場合はこの限りでない。

- (2) 契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託約款（成果物の製造）を準用する。これらは、東広島市のホームページで閲覧することができる。
- (3) 提出された提案書は、提案者の企画力等を判断するためのものであり、委託内容及び経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正及び変更が加えられる場合がある。

## 1 1 その他

### (1) 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 上記「7 提案書等の提出」により定めた提出期限、提出先、提出方法、様式に適合しなかった場合。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ この要領等に定める方法以外の方法で、選定委員又は関係者へプロポーザルに対する援助を直接的に、又は間接的に求めた場合。
- エ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

### (2) 提出書類の帰属等

- ア 提出された提案書等は、採択・不採択に関わらず返却しないものとする。
- イ 採択された提案書の著作権は、東広島市に帰属するものとする。
- ウ 本業務実施による成果品に関する権利は、すべて東広島市に帰属する。
- エ 本プロポーザル参加に係る経費等は、すべて参加者の負担とする。
- オ 業務内容は、採択された提案書の内容によるものとするが、東広島市との協議により変更・修正を加える場合がある。

### (3) 提案された金額は、契約金額を保証するものではない。

### (4) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、次点となった者を候補者として選定する。

## 1 2 問い合わせ先及び提出先

東広島市産業部ブランド推進課 担当：藏本

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-422-1032 FAX：082-422-5805

E-mail：hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp